

寮生及び保護者のみなさまへ

駿河台大学

学長 大森一宏

秋学期の学生寮の食費（食券）の取扱いについて

日頃より、本学の教育研究活動にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、10月2日（金）より秋学期の授業がスタートいたしましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の状況により、秋学期の授業は、春学期の対応（オンライン型授業）とは異なり、感染防止措置を講じた上で可能な限り、対面授業の再開及びオンライン型授業・ハイブリッド型授業（対面+オンライン）を並行しての実施予定となっております。

秋学期を迎え、秋学期から寮生活を送られる方、また、現在も実家等に帰省され、学生寮に在寮されていない方（在寮できない方も）などがいらっしゃるかと存じます。

以上の状況を踏まえ、秋学期の食費（食券）の対応につきましては、食堂運業者とも協議を重ね検討し、以下のとおり春学期と同様な取扱い（対応）をさせていただくことになりました。

ご案内が遅くなり誠に申し訳ございませんが、今回の取扱い（対応）内容につきましてご確認いただきますとともに、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■食費（食券）の取扱い

①10月分の食券（25枚）を未受領の方は、12月分の食費（17,000円）を請求致しません。

上記に該当する方は、12月分の食費引き落としはございませんが、12月分の食券（21枚）を配布いたします（11/25より食堂カウンターにて配布）。

②11月分の食券（24枚）を未受領の方は、2021年1月分の食費（17,000円）を請求致しません。

上記に該当する方は、2021年1月分の食費引き落としはございませんが、1月分の食券（18枚）を配布いたします（12/25より食堂カウンターにて配布）。

学生寮の食費は、年間食費170,000円（*1参照）を10ヶ月（4月～翌年1月）で等分し、毎月定額の17,000円を徴収させていただいております。

なお、入寮時ガイダンス等でお知らせしておりますが、毎月の食券配布枚数は、その月の授業日数に応じて配布しているため、月により配布枚数が異なっております。

また、年間を通した食堂運営維持のため、食費には、毎月の食数に関わらず、食堂の運営管理費も含まれております。

今回の対応では、10月分、11月分の食券未受領者は、食券を受領していれば本来もらえる食券の枚数（10月25枚、11月24枚）ではなく、食費の請求を行わない12月（21枚）、1月（18枚）の食券配布枚数と少なくなっておりますが、食堂運営維持による対応として何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

（*1）年間食費：209日間×820円（朝食360円+夕食460円）≒170,000円

授業日数等に応じた食事提供期間（2020年度）：209日間

※既に10月分の食券（朝夕25枚ずつ）を受領している方で、10月分の食券を利用せず、春学期中（4月～9月）に受け取り、お手元にある食券で利用される方は、既に受領している10月分の食券配布枚数分（朝夕25枚ずつ）を10月31日（土）までに食堂カウンターに返却された場合、10月分の食券（朝夕25枚）を未受領として扱い、12月分の食費（17,000円）を請求致しません。

■取扱い対応期間

2020年10月1日（木）～2021年1月末日まで。

■その他

※今年度に配布した食券につきましては、年度内（2021年3月31日まで）であれば、いつでも利用することができます。

※寮費につきましては、現在の学生寮運営に係る経費等も発生していることにより、在寮していない期間の寮費返還や減額等は予定しておりません。

以上

本件問い合わせ先

学生支援課（042-972-1101）